

○熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要項

(昭和 50 年 5 月 17 日告示第 437 号)

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要項(昭和 33 年熊本県告示第 379 号)の全部を次のように改正する。

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要項

第 1

次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和 32 年熊本県規則第 53 号。以下「規則」という。)第 4 条の規定による熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和 32 年熊本県条例第 32 号。以下「条例」という。)第 5 条第 4 項受託財産の他目的(用途)使用許可申請書 別記第 1 号様式
- (2) 規則第 5 条の規定による(条例第 6 条第 4 号)管理台帳 別記第 2 号様式
- (3) 規則第 5 条の規定による(条例第 13 条)財産台帳 別記第 3 号様式
- (4) 規則第 6 条第 1 項の規定による(条例第 7 条第 2 項)承認申請書 別記第 4 号様式
- (5) 規則第 6 条第 2 項の規定による完了報告書 別記第 5 号様式
- (6) 規則第 6 条第 3 項の規定による事後報告書 別記第 6 号様式
- (7) 規則第 7 条の規定による(条例第 8 条第 2 項)他目的(用途)使用許可申請書 別記第 7 号様式
- (8) 規則第 8 条第 1 項の規定による(条例第 12 条第 1 項各号)申請書 別記第 8 号様式
- (9) 規則第 8 条第 2 項の規定による(条例第 12 条第 3 項)譲与申請書 別記第 9 号様式
- (10) 規則第 8 条第 3 項の規定による(条例第 12 条第 3 項)誓約書 別記第 10 号様式
- (11) 規則第 9 条の規定による(条例第 8 条第 2 項)滅失(き損)報告書 別記第 11 号様式
- (12) 規則第 10 条第 1 項の規定による受託財産の管理状況報告書 別記第 12 号様式
- (13) 規則第 10 条第 2 項の規定による使用状況報告 別記第 13 号様式
- (14) 条例第 12 条第 3 項の規定により譲与するときの土地改良財産譲与契約書 別記第 14 号様式
- (15) 条例第 12 条第 3 項の規定による譲与するときの土地改良財産受領書 別記第 15 号様式

第 2

条例第 2 条第 2 号に規定する土地改良財産のうち、工作物の種類及び数量の単位並びに耐用年数は次表のとおりとする。

種類	数量の単位	構造別区分	耐用年数	摘要
貯水池	箇所	土堰堤	40	余水吐、通水装置等一切を包括する。
		コンクリート堰堤	50	

えん堤(頭首工)	箇所	コンクリート	50	井堰、制水門、土砂吐、樋門、魚道等一切を包括する。	
		石積	50		
樋門(門扉)	箇所	鋼製	15		
		木製	10		
		合成樹脂製	8		
樋門(樋体)	箇所	鉄筋コンクリート	30		
		石造り	30		
水路	用排水路(管水路含む)	メートル	練石積(コンクリートブロック含)	30	開渠、集水渠、掛樋、分土工、落差工等一切を包括する。
			空石積(コンクリートブロック含)	20	
			土水路	15	
			鉄筋コンクリート	30	
			既製品(鉄筋コンクリート)	30	
			既製品(鋳鉄製)	30	
			既製品(鋼鉄製)	15	
			既製品(合成樹脂製)	10	
	隧道	メートル	コンクリート巻立	30	
	水路橋	メートル	鉄筋コンクリート	30	
鋼鉄製			15		
暗渠(サイフォン含む)	メートル	鉄筋コンクリート	30		
		石造り	30		
建物	棟	鉄筋コンクリート	38		
		鉄骨造り(厚4mm超)	31		
		鉄骨造り(厚3mm超4mm以下)	24		
		鉄骨造り(厚3mm以下)	17		
		木造	15		
		木骨モルタル造り	14		
		簡易建物	10		
揚排水機場(処理施設含む)	箇所	鉄筋コンクリート	30		
ポンプ	基	揚・排水用ポンプ	8		
内燃機関	基	内燃機関	8		
電動機	基	電動機	10		

電気設備	基	受電設備・配電設備	15		
汚水処理施設	基	汚水処理設備	7		
堆肥化施設	基	堆肥化設備	8		
看板	基	看板	3		
農業用井戸	箇所	コンクリート	20		
		金属造り	15		
		合成樹脂	8		
農道	路面	メートル	アスファルト舗装	10	
			コンクリート舗装	15	
			敷砂利	8	
			合成樹脂類舗装	10	
	橋梁	箇所	鉄筋コンクリート(P	60	
			C 橋含)		
			鋼製桁橋	45	
			鉄筋コンクリート床	30	
			版橋		
			木造橋	15	
隧道	メートル	鉄筋コンクリート巻	75		
		立			
法面保護工	平方メートル	鉄筋コンクリート	30		
		練石積(コンクリート	30		
		ブロック含)			
		空石積(コンクリート	20		
		ブロック含)			
		アンカー工(補強土	20		
壁含)					
法枠工	20				
モルタル、コンクリ	20				
		ート吹付			
公園施設	基	トイレ	15		
		給排水施設	15		
		遊具	5		
		芝工	7		
防護柵	メートル	ガードレール、フェ	10		
		ンス類			

規則第 13 条の規定による境界標識は、石材その他耐久性材料を使用し、大きさは、上部 1 辺の長さ 10 センチメートル以上の角、長さは、地上 30 センチメートル以上とし、上部に「熊本県」等と刻印を表示するものとする。

別記第 1 号様式

[別紙参照]

別記第 2 号様式

[別紙参照]

別記第 3 号様式

[別紙参照]

別記第 4 号様式

[別紙参照]

別記第 5 号様式

[別紙参照]

別記第 6 号様式

[別紙参照]

別記第 7 号様式

[別紙参照]

別記第 8 号様式

[別紙参照]

別記第 9 号様式

[別紙参照]

別記第 10 号様式

[別紙参照]

別記第 11 号様式

[別紙参照]

別記第 12 号様式

[別紙参照]

別記第 13 号様式

[別紙参照]

別記第 14 号様式

[別紙参照]

別記第 15 号様式

[別紙参照]